

岩内町水資源保全条例(案)【概要】

1. 条例の目的

この条例は、本町における水資源が、町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、水資源の保全に関し、町、町民等、事業者及び採取者の責任を明らかにすることにより、町民の健康的で快適な生活環境を確保することを目的とする。

2. 定義

水 資 源…本町に存在する地下水及び湧水

地 下 水…水資源のうち、井戸により採取する水

特定施設…水質の汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある次の事業を行うための施設

ア…産業廃棄物処理業 イ…鉱業 ウ…採石業及び砂利採取業

エ…クリーニング業

3. 責務

町 の 責 務…水資源の保全に資するため、総合的な施策を講じなければならない。

町民等の責務…節水や森林・緑地の保全等、自ら水資源の保全に努め、町の水資源保全に係る施策に協力しなければならない。

事業者の責務…事業活動に際し、水資源保全のために必要な措置を講じ、町の水資源保全に係る施策に協力しなければならない。

採取者の責務…地下水採取量の縮減に努め、涵養等自ら水資源保全のために必要な措置を講じなければならない。また、町の水資源保全に係る施策に協力しなければならない。

4. 地域の指定

①水源保護地域

水道水などの水源を保全するために適正な土地利用を図る必要があると認められる地域

②水源涵養保全地域

森林等の水源を涵養する機能を維持するために適正な土地利用を図る必要があると認められる地域

※上記地域の指定には、あらかじめ岩内町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5. 水源保護地域における規制

①規制対象施設の設置の禁止

特定施設の設置には町との事前協議を必要とし、審議会の意見を求め、規制対象施設と認定した場合には設置を禁止する。

※規制対象施設～特定施設のうち

- (1) 地下水等の水質を汚染するおそれのある施設
- (2) 水源の水量に影響を及ぼすおそれのある施設
- (3) 水源涵養となる樹木の伐採が必要となる施設

②揚水機の吐出口の断面積（吐出口が複数あるときは、合計面積）が8平方センチメートルを超える井戸の設置を禁止する。

6. 水源涵養保全地域における届出・許可

①特定施設の設置には事前に事業内容等の届出を必要とする。

②地下水採取の許可

揚水機の吐出口の断面積が8平方センチメートルを超える井戸を掘削しようとする場合には許可申請の提出を必要とする。

※許可申請があった場合、審議会の意見を聴いた上で、許可・不許可の決定をする。

7. 氏名等の公表

①水源涵養保全地域内で、不正な手段で井戸掘削の許可を受けたために、許可の取消しの処分を受けた者

②水源涵養保全地域内で、許可を受けないで許可の必要な井戸を掘削し、その是正のための措置命令に従わない者

③水源保護地域内で、規定に違反した特定施設や井戸の設置に着手した場合の中止命令に従わない者

④枯渇や汚濁等の防止等のための措置命令に従わない者

8. 罰則規定～5万円以下の過料

①水源涵養保全地域内で、許可を受けないで許可の必要な井戸の掘削等をし、その是正のための措置命令に違反した者

②水源保護地域内で、規定に違反した特定施設や井戸の設置に着手した場合の中止命令に違反した者

③枯渇や汚濁等の防止等のための措置命令に違反した者

④特定事業等実施者の事業所や井戸設置場所への立入調査を拒み妨害する者